

(別紙1)

令和4年度「国土政策局地方応援隊」応募要項

令和4年3月
国土交通省国土政策局

1. 「国土政策局地方応援隊」とは

① 背景

条件不利地域の振興等を所掌する国土交通省国土政策局では、令和2年度より、一部の条件不利地域の小規模市町村に、係長級の若手を中心に志願した職員を割り当て、当該市町村が抱える課題に対して、自治体の職員等と連携しながら対応策を検討・実行する「国土政策局地方応援隊」の取組を試行的に開始していたところです。対象となった市町村や活動に携わった職員から聞き取りを行ったところ、肯定的なご意見を多数いただきましたので、令和4年度からは取組を本格化させ、対象となる市町村を公募することとしました。

② 活動趣旨

国土政策局の若手職員で志願した者を地方応援隊員として任命の上、応募があった市町村ごとに担当を割り当てます。各隊員は、当該市町村における地域課題を具体的に整理し、その解決に向けた取組の方向性を市町村に提示するとともに、市町村職員との人脈を形成し、国に対する身近な相談窓口になることを目指して活動を行います。

③ 活動内容

隊員が担当市町村を訪れ、現地を実際に見ながら地域の課題を確認した上で、WEB会議等のオンラインツールも活用しながら課題に関する調査や解決に向けた方策の提案等の作業を行います。活動頻度としては、現地訪問を年に数回程度、WEB会議等オンラインでのやりとりを月に一回程度行う想定です。ただし、隊員の業務状況や予算、新型コロナウイルスの蔓延状況等の事情により、WEB会議や現地訪問の頻度等を個別に調整させていただく場合がございますのでご留意ください。

④ 活動期間等について

活動開始時期は令和4年4月を予定しております。活動期間については、上述のとおり、各隊員と市町村職員との人脈の形成も目的としていること等を踏まえ、原則として職員の異動スパンである2年を目安といたします。ただし、隊員の人事異動等の事情に応じて活動期間について個別に相談させていただく場合もございますのでご留意ください。

⑤ 隊員について

国土政策局の主に課長補佐級から係長・係員級までの若手職員の中から、1市町村あたり2名程度ずつ割り当てさせていただきます。基本的に、活動期間中は同じ隊員が担当することとしておりますが、人事異動や隊員の業務状況等の事情により、隊員が変更となる可能性がありますのでご留意ください。

2. 応募について

① 応募対象市町村

応募対象市町村は、原則として以下の地域を全部又は一部含む小規模市町村とします。なお、市町村職員の中に国交省（地方支分部局含む）からの出向者がいる場合も応募は可能ですが、活動内容等について個別にご相談させていただく可能性がございます。

- 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯
- 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域
- 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域
- 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

② 募集期間

令和4年3月7日（月）～3月28日（月）

③ 応募方法

別紙の応募様式に所定の事項を記入の上、募集期間内に、「⑤ 問い合わせ先」に記載の連絡先にメールにて提出をお願いいたします。

※ 応募に際しては、各市町村の首長に確認をとっていただくようお願いします。

④ 選定について

多くの市町村から応募をいただいた場合、諸事情を総合的に勘案の上、取組対象市町村を選定させていただく可能性がございます。受け入れの可否につきましては、4月15日（金）までにメールにてご連絡させていただきます。

⑤ 問い合わせ先

【事務局】国土交通省国土政策局総務課 吉岡、玉木

TEL：03-5253-8111（内線：29-334）、03-5253-8359（直通）

※ 担当の併任先の総合計画課の番号となります。

メールアドレス：hqt-kokusei-chihououen@gxb.mlit.go.jp

⑥ その他

- 本取組について、基本的に市町村の費用負担はございません。
- 本取組は、個別事業と連動した施策ではありませんので、取組対象市町村に選定されたことにより特定の事業の採択等が有利になることはございません。
- 提出いただいた応募様式の内容について、担当より個別にご連絡させていただく可能性がありますのでご注意ください。
- 本取組について想定される主なご質問について、以下に Q&A がありますので適宜ご参照ください。
- ご不明点等があればお気軽に担当までご連絡ください。

3. Q&A

想定される主なご質問とそれに対する回答を記載しておりますので、適宜ご参照ください。

Q1. 本取組を活用するメリットは何か

A1. 本取組は国土政策局の若手職員が、対象市町村職員等との議論等を踏まえながら、地域課題を整理し、制度に関する情報提供や課題解決に向けた方向性を提案することを目的とする取組です。そのため、対象市町村にとっては、本省の若手職員目線での関係制度等の情報共有や課題解決の方向性の提案を受けることができるほか、本省職員との人的つながりを形成できる点がメリットであると考えております。

Q2. 隊員には具体的にどのような活動を行ってもらえるのか。

A2. 先述のとおり、本年度本取組を試行的に行っており、隊員は以下のような活動を行ってまいりました。このように、市町村・地域が抱える様々な課題の解決について支援を行います。

- 利用が低迷している町有施設の利活用に向けた関係制度の情報提供や方策の提案等
- デジタルを活用した地域づくりに向け、関係制度・事業等の情報提供やアイデアの提案等

- 観光振興施策や地方創生推進交付金制度の有用な活用方法の助言、有志職員への講演会の実施等
- 観光拠点施設の整備に向け、関係制度の情報提供や整備内容に係る提案等
- 条例制定に向け、法制的な観点での助言や他自治体の情報提供等

Q3. 小規模市町村とはどの程度の規模なのか。

A3. 小規模市町村の範囲については、基本的には人口が5万人程度までの市町村を想定しております。なお、多くの応募をいただいた場合、人口規模等を勘案して対象市町村を選定したいと考えております。

Q4. 希望すれば隊員の派遣の要請も可能となるのか。

A4. 1. の③で記載しているとおり、活動の一環として現地訪問も想定しておりますが、隊員の他の業務等の事情もありますので、派遣のような一定期間の滞在までは想定しておりません。

Q5. 本取組は今後も定期的に公募をかける予定なのか。

A5. 毎年度公募を行う予定です。